

ナシ萎縮病の発生状況調査結果について

1 経緯

ナシ萎縮病は、春先にナシの葉が萎縮する症状として、30年以上前から発生が知られていたが、平成23年に糸状菌 (*Fomitiporia* sp.) が病原であると特定された。これにより、本病の診断法が確立したことから、平成24年には、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）果樹研究所（当時）が、全国4地域において「ナシ萎縮病診断ワークショップ」を開催した。その際、参加者が持ち込んだサンプルの診断結果から、東北から九州にかけて24の都道府県で本病が発生していることが報告されていたが、全国的な体系だった発生調査はこれまで行われていなかった。

最近、ナシ産地における本病の被害が広がっているのではないかとの懸念が生じたことから、全国における本病の発生状況を把握することとした。

2 調査方法

全国における本病の発生状況調査にあたり、植物防疫課は農研機構果樹茶業研究部門の専門家の協力のもと、「ナシ萎縮病の発生状況調査実施要領」及び調査用写真資料を作成し、平成28年5月16日に各都道府県に調査を依頼した（参考資料）。

（1）調査地点

各都道府県では指定有害動植物の発生予察調査を実施していることから、ナシを加害する病害虫の調査日程に併せ、定点調査及び巡回調査ほ場における本病の発生調査を実施することとした。また、発生予察調査としてナシを対象としていない県もあることから、調査地点や人員の確保等が可能な範囲での実施を依頼した。

（2）調査時期及び手法

本病の診断法として、ナシの展葉期（4月～6月中旬）の葉に現れる典型的な症状を目視によって診断することとし、診断基準として調査用写真資料（参考資料）を適宜用いることとした。

3 調査結果及び考察

(1) 調査実施県数、調査ほ場数・面積、調査樹数、発症樹数

本病の発生状況調査を実施した県数、調査ほ場数等については、以下のとおり。

○調査実施県数：44都府県（発生予察調査を実施：38都府県、未実施：6府県）

うち、発症樹が確認された発生県：26都府県

○総調査ほ場数：420ほ場

うち、発症樹が確認されたほ場数：140ほ場

○総調査ほ場面積：136 ha

（参考：平成27年の全国の日本なし作付面積：12,812 ha）

○調査園地内の総樹数：約39,700樹

うち、調査した樹数：約21,000樹（調査樹率：53%）

○症状が確認された樹数：884樹（発症樹確認率：4.2%）

発生予察の調査ほ場は、各県における病害虫の発生動向を的確に把握することができるよう、通常の栽培管理（施肥、薬剤防除、剪定等）が行われているほ場の中から偏りがないように選定されている。一方、本調査では、本病の発症樹を見つけることを主目的としていることから、発症樹が多いほ場等の情報を事前に生産者から入手して調査対象ほ場とした可能性が高いため、全国的な発症樹の確認率が高くなったと考えられる。

発症樹は、東北から九州までの都府県で確認されているが、西日本では発生が確認された県及び発症樹確認率が少ない傾向が見られた。農研機構が行った持ち込み診断では、全国4地域における本病及び類似症状の病害（ヒポキシロン幹腐病）の発生比率が報告されており、本病の発生比率が西日本で低い傾向が示唆されている。

(2) 品種、樹齢、主な症状

本病の症状が確認された品種として「幸水」が約9割を占め、その他、「豊水」「あきづき」「新水」「新高」等の他品種でも発生が確認された。なお、農研機構が行った持ち込み診断においても、発生が確認された品種のうち「幸水」が最も多かったと報告されている。

幸水での発症数が多かった理由として、科学的な根拠は得られていないものの、県等の調査で本数当たりの発症樹率が他品種よりも高いことが報告されており、品種の特性として本病に弱いという可能性がある。

発症樹については、おおよその樹齢について推定、あるいは園主への聞き取りを行ったところ、10～50年生の樹において発症が確認され、特に30～40年生での発症

が多い傾向が見られた。これも、農研機構の持ち込み診断の結果とほぼ同じであった。

症状については、展葉期の典型的な症状である「葉先端部の黒変・枯死」が最も多く観察され、その他には葉の波打ち・萎縮等の奇形も報告された。

本病は、一斉に全ての枝で発症することではなく、まず1側枝で発症し、それが数年にわたって、次第に主枝全体、樹全体に広がっていくとされている。本調査では、樹の1～2本の枝や垂主枝で発症が見られる例が多かったが、中には主枝での発症事例も報告されており、感染・発症してからの年数による差ではないかと考えられる。

4 今後の対応

本病は樹齢が15年以上での発症が多く、また、すぐに樹全体が枯死に至ることはない。そのため、本病の発生が急速に拡大し、生産上、直ちに被害をもたらす可能性は低いことから、本病の発生状況について詳細に調査することや、発症樹を直ちに伐採する等の特別な防除対策を緊急に行う必要はないと考える。今後は、都道府県と連携を取りつつ、必要に応じ地域の発生状況の把握に努めることとする。

一方、今後、ナシ生産地において老齢樹が増加するにつれて、本病の発生が増える可能性がある。本病の発症樹は30～40年程度の老齢樹に多い傾向があることから、これらの老齢樹における本病の発症を的確に診断し、症状が進行した老齢樹の改植を計画的に進める必要がある。

(以上)